

【別紙4】その他の注意事項

(1) 会議の注意事項・感染対策について

- ※ 1団体当たりの出席者は、1名で参加いただけますようご協力ください。
- ※ 利用希望の施設ごとに、各日程に個別に出席いただく必要があります。各学校の会議日程をよくご確認のうえ、ご参加ください。
- ※ 出席者の方は、マスクの着用、手指の消毒を徹底してください。消毒には会場に用意の消毒液をご利用ください。
- ※ 新型コロナウイルス感染症対策として、会場内の換気をおこないますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。
- ※ ほか、混雑・混乱回避に御協力をお願いいたします。

(2) 申請について

通年、体育施設の空き状況の問い合わせが非常に多くいただいております。登録団体数も多く、利用できる施設・時間帯に限りがありますので、下記の事項に御留意の上、申請してください。

- * 同じ団員構成で、団体名・代表者名の名義のみ変更して別枠を申請すること等は、固くお断りいたします。
- * 同一の使用責任者と団員の方が、同時に別の学校で活動する等、物理的に不可能な申請は、他の方の不利益につながるため、許可できません。移動時間も考慮し、活動時間の重複はご遠慮ください。
- * 許可を得ていながら一度も使用していない団体がみられます。(日誌記録と学校からの報告による。) 団体活動が定期的・継続的なものか熟慮の上、申請をお願いします。場所取り行為は固く禁じ、判明したときは、他の学校も含め、団体のすべての許可を取り消す場合もあります。
- * スポーツ施設を使用する方10人以上が必要です。スポーツ活動に関与しない方を含めて数合わせをすることはお止めください。
- * 団員が所属する企業・学校等の体育施設(職員用の福利厚生施設・大学生用の体育館など)を利用できる団体は、その施設が利用可能かどうかを確認し、十分熟慮の上、申請してください。

上記のほか、規約等の定めに違反していた事実が判明したときは、すべての許可を取り消す場合もありますので、慎重に申請をお願いします。

(3) その他の注意事項

- ① 素足で行われる古武道やレシーブで床に滑り込むバレー等のスポーツについては、床板剥離の事故で負傷した他都市の事例が散見されるため、国や県から注意喚起の通知がありました。体育施設の新旧に関わらず、各団体自ら、申請する体育施設の床の現状を確認し、安全面を確認の上、使用してください。
また、ご使用中に、衣類等の引っかかり、ささくれや床板剥離等にお気づきの場合は、児童・生徒の安全確保のため、お手数ですが早急に学校や教育施設課まで御一報ください。
- ② **秀峰筑波義務教育学校（大体育館）および竹園東中学校（体育館・武道場）**について、今回会議より一般開放を開始いたします。開放する曜日・時間帯、その他**施設の使用条件等**につきましては、**以下URLより御確認ください。**
 - ・【学校体育施設開放】新規開放について
(<http://www.city.tsukuba.lg.jp/kankobunka/oshirase/1009767.html>)
つくば市トップページ>観光・文化・スポーツ>学校体育施設開放
>【学校体育施設開放】新規開放について
- ③ 「学校体育施設の使用停止期間」は、以下URLより御確認ください。
 - ・学校体育施設使用停止期間
(<https://www.city.tsukuba.lg.jp/kankobunka/oshirase/1001491.html>)
つくば市トップページ>観光・文化・スポーツ>学校体育施設開放
>【学校体育施設開放】学校体育施設の使用停止期間
- ④ 学校毎や特定の団体への連絡は、教育施設課からの電話またはメールの対応となります。**緊急時等、速やかな連絡ができるよう、御協力をお願いします。**
- ⑤ 2022年4月から5月までの施設使用に関しては、次年度6月以降の準備のため、新規・追加申請の受付は停止します。御了承ください。
- ⑥ 調整(話し合い)の場やその後の活動について、教育委員会や学校が団体間の調整をすることはありませんので、御承知ください。
- ⑦ 調整会議や申請のことでご不明点がございましたら、教育施設課計画係まで御連絡ください。